

拘禁刑創設の趣旨

懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑を創設（令和7年6月1日施行）

令和8年1月9日
法務省矯正局

⇒ 刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月13日成立）により、明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
<p>○刑法 (懲役)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 懲役は、刑事施設に拘置して<u>所定の作業を行わせる</u>。</p> <p>(禁錮)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>	<p>○刑法 (拘禁刑)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。</p> <p>3 拘禁刑に処せられた者には、<u>改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる</u>。</p> <p>第13条 削除</p>

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】

改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】

改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

Point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなくなり、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

改正後の刑事収容施設法

受刑者の処遇の原則に関する規定

⇒ 拘禁刑導入後も改正なし

(受刑者の処遇の原則) ※改正なし

第30条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

矯正処遇に関する規定

⇒ 作業を刑罰の目的から改善更生・社会復帰支援のための手段として位置付け。

改正前（令和7年5月31日まで）

（懲役受刑者の作業）

第92条 懲役受刑者（略）に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

（禁錮受刑者等の作業）

第93条 刑事施設の長は、禁錮受刑者（略）又は拘留受刑者（略）が刑事施設の長の指定する作業を行いたい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

改正

改正後（令和7年6月1日から）

（受刑者の作業）

第93条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その改善更生及び円滑な社会復帰を図るため必要と認められる場合には、作業を行わせるものとする。ただし、作業を行わせることが相当でないと認めるときは、この限りでない。

※懲役受刑者・禁錮受刑者等には改正前の条文が適用される。

（改善指導） ※改正なし

第103条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。
(以下略)

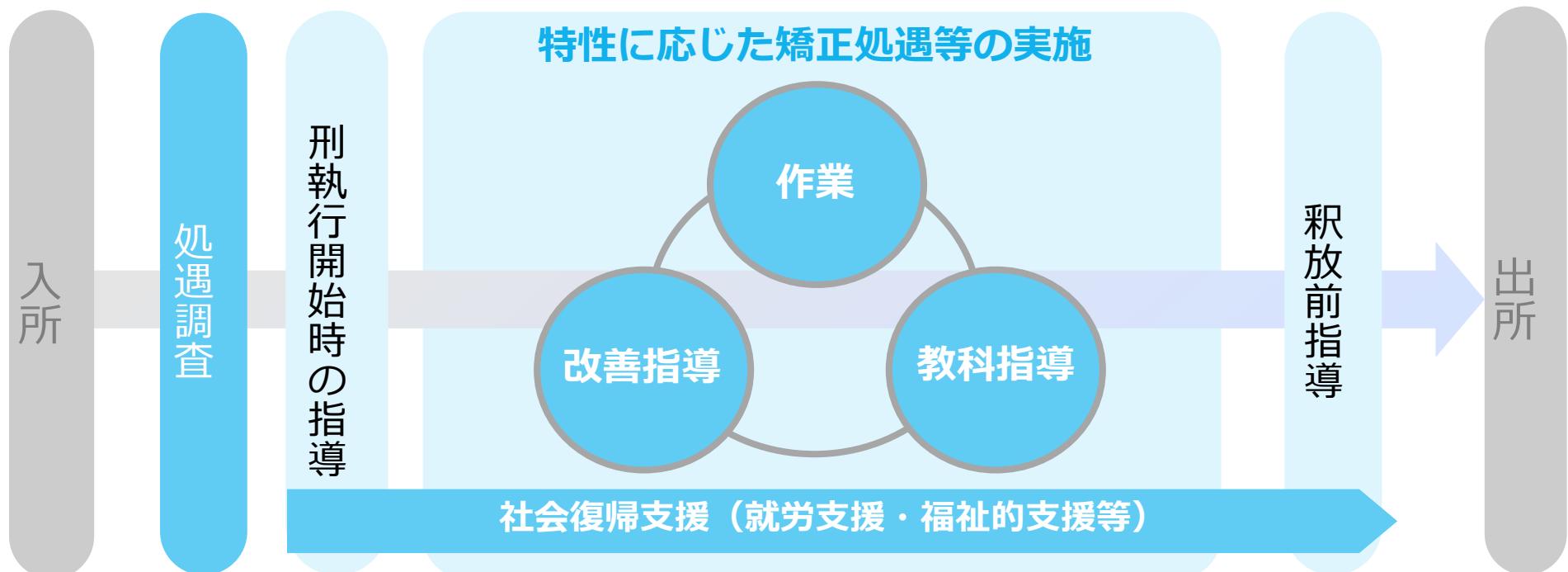
（教科指導） ※改正なし

第104条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導（略）を行うものとする。
(以下略)

刑事施設が果たすべき役割

受刑者が自ら犯した罪や被害者の方々の心情等に向き合って改善更生するべく、矯正処遇等を行うことで、釈放後、再び罪を犯すことなく、新たな被害者を生み出さないようにします。

拘禁刑下の矯正処遇等



拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂
- 少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ 特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、
受刑者の特性に応じて
必要なものを組み合わせて実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、
住居・就業先・福祉サービスの確保など
放後見据えた支援を実施

出所

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、
自主的・意欲的に取り組めるよう
動機付けのための働き掛けを強化

集団編成の見直し

受刑者の特性に応じた処遇を効果的・効率的に実現するために、矯正処遇課程を導入

これまでの集団編成

犯罪傾向の進度（再犯の可能性等）によって受刑者を分類し、集団を編成して処遇



低 犯罪傾向の進度 (再犯の可能性等) 高

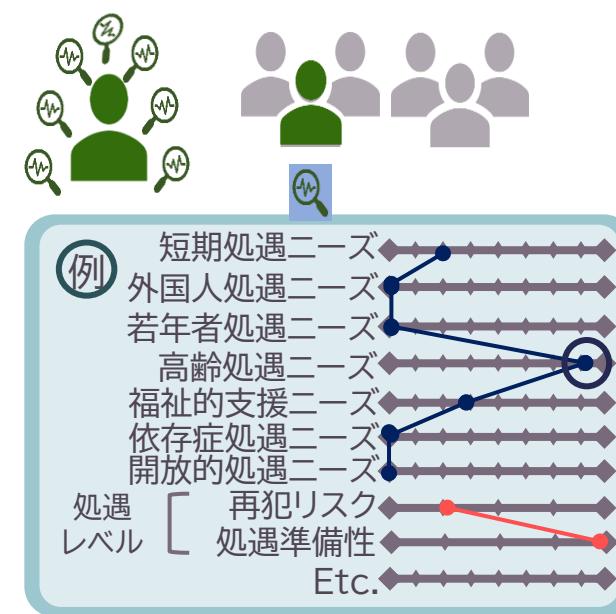
いわば「**単軸評定**」

保安上のリスクの高い者に合わせた規律秩序を過度に重視した画一的な処遇にならざるを得ない編成

拘禁刑下の集団編成

処遇指標の指定

矯正処遇等の効果的な実施を図るために、受刑者の年齢、資質、環境その他の事情に応じた処遇指標を指定



いわば「**多軸評定**」

心理専門官を中心に多職種の職員が関与するなど**アセスメント機能も強化**

矯正処遇課程

受刑者ごとの**特性等**に応じた**処遇類型**「**矯正処遇課程**」を新設（以下は一例）

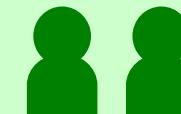
短期処遇課程



依存症回復 処遇課程



高齢福祉課程



一般処遇課程



Etc.

- ・高齢、障害等の受刑者の特性に応じた基本的な処遇類型を設け、処遇の目標、作業と指導の組み合わせ、処遇上配慮すべき事項等を規定
- ・この類型に基づいて集団を編成。類型に基づく処遇に加え、個々の受刑者に必要な処遇を実施

**受刑者の特性に応じた処遇を
効果的・効率的に
実施することが可能に**

拘禁刑下における処遇イメージ

これまでの懲役…



始
刑
時
執
行
開
始

作業・職業訓練

どのような受刑者であっても**作業を中心**として実施

改善指導・教科指導

の指
導
前

社会復帰支援

社会復帰へ

▼ 拘禁刑下における処遇のイメージ ▼

イメージ1

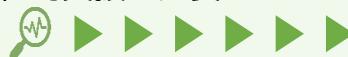


Aさん

年齢:70歳
罪名:詐欺
(無錢飲食)
刑期:2年

【特性等】

- ・認知症、身体障害等
- ・自立生活困難
- ・福祉的支援が必要 など



拘禁刑下

高齢福祉課程

DS
課程

前期

中期

後期

出所後

各種指導

認知・身体機能の維持・向上

対人スキル

刑執行開始時の指導

社会復帰支援

支援方針

作業



基礎的作業

機能向上作業

支援機関等と連携

チーム処遇



基礎的作業

の指
導
前

再犯防止に必要な
福祉サービスへ

イメージ2



Bさん

年齢:35歳
罪名:窃盗
刑期:1年6月

【特性等】

- ・知的障害、発達障害
- ・自立生活困難
- ・福祉的支援が必要 など



拘禁刑下

福祉的支援課程
(知的障害・発達障害)

DH
課程

前期

中期

後期

出所後

各種指導

対話

一般改善指導

の精性
等

社会復帰支援

作業



基礎的作業

コグトレ (認知機能維持・向上プログラム)

支援機関等と連携



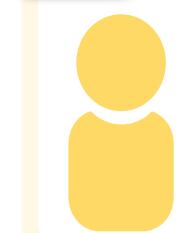
機能向上作業

の指
導
前

福祉的就労を含む
福祉サービスへ

拘禁刑下における処遇イメージ

イメージ3



Cさん

年齢:20歳
罪名:詐欺、強盗
刑期:8年

【特性等】

- ・可塑性
- ・学習機会の不足
- ・就労経験の乏しさ
- ・対人スキルの乏しさ

など



若年処遇課程

Y1
課程

拘禁刑下

の精査等
指導

刑執行開始時の
指導

特別コース

心身の
発達段階
にあって
可塑性等に
特に配慮
した処遇

各種指導

社会復帰支援

作業

基礎的作業

特別コース

集中的な
教科指導



一般改善指導
就労準備指導

就労支援



職業訓練

コミュニケーション
能力等向上作業

積放前の指導

就業を中心とした
社会生活の確立へ

出所後

イメージ4



Dさん

年齢:40歳
罪名:覚醒剤、強盗
刑期:10年6月

【特性等】

- ・依存症の程度重症
- ・再犯可能性が高い
- ・心身は健康

など



長期処遇課程

L3
課程

拘禁刑下

の精査等
指導

刑執行開始時の
指導

前期

各種指導

一般改善指導 対話

社会復帰支援

作業



基礎的作業

中期

特別改善指導

薬物依存離脱指導

支援機関等と連携

特別コース

農業実践を通じて、
出所後の関連業への
就労に向けた処遇

断薬意欲の精査

依存症回復処遇課程
A課程

移行プログラ

特別コース

円滑な社会復帰を
目的とした開放的な
処遇

積放前の指導

出所後の継続治療と
円滑な社会復帰へ

矯正処遇課程の新設

24の矯正処遇課程のうち最も必要性が高い課程を1つ指定し、当該矯正処遇課程を中心に処遇を実施

	課程名	対象者
D	拘留課程 Persons Sentenced to Penal Detention	拘留受刑者及び旧拘留受刑者
Jt	少年院在院受刑者処遇課程 Persons Eligible for Juvenile Training School	16歳未満の少年のうち、少年院における矯正教育の効果が期待できる者
I	禁錮課程 Persons Serving Imprisonment Without Work	禁錮受刑者
F	外国人処遇課程（一般） Foreign Persons	日本人と同一の処遇が困難な者
FX	外国人処遇課程（特別） Foreign Persons Requiring Special Needs	外国人処遇課程対象者のうち処遇上特別の配慮を要する者
FZ	外国人処遇課程（条約） Foreign Persons under Certain Treaties	外国人処遇課程対象者のうちその処遇に当たって条約や協定に定めがある者
J	少年処遇課程 Juvenile Persons	少年院収容を必要としない少年
Y	若年処遇課程1～3 Youth Persons	20歳以上26歳未満で処遇レベルが1～3の者
L	長期処遇課程1～4 Long Term Persons	執行すべき刑期が10年以上で処遇レベルが1～4の者
G	一般処遇課程1～4 General Persons	他の課程に該当しない処遇レベル1～4の者

	課程名	対象者
O	開放的処遇課程 Open House Treatment	開放的施設での処遇等の実施が可能と見込まれる者、交通事犯集禁対象者
ST	短期処遇課程 Short Term Persons	執行すべき刑期が6月末満の者
A	依存症回復処遇課程 Addiction Recovery	薬物の自己使用歴がある者のうち、薬物依存からの回復に向けた矯正処遇を重点的に行うことが相当と認められる者
DS	高齢福祉課程 Senior Persons Requiring Daily Care	おおむね70歳以上の者で、認知症、身体障害等により自立した生活を営むことが困難な者
DH	福祉的支援課程（知的障害・発達障害） Handicapped Persons Requiring Daily Care	知的障害若しくは発達障害を有し、又はこれらに準ずる者
DM	福祉的支援課程（精神上の疾病又は障害） Persons with Mental Disorder Requiring Daily Care	精神上の疾病又は障害を有する者のうち、医療刑務所等に収容する必要性は認められないものの、自立した生活を営むことが困難な者

従来のA B 指標に替わる新たな観点

処遇レベル 再犯リスクと処遇準備性^(注)の2軸で判定(4分類)

再犯リスク	処遇準備性
レベル1	低
レベル2	低
レベル3	高～中
レベル4	高

(注) 矯正処遇に取り組む態度その他改善更生に向けた心構えの程度

高齢福祉課程

Group for Senior Persons
Requiring Daily Care : DS

対象者

おおむね70歳以上の者で、
認知症、身体障害等により自立した
生活を営むことが困難な者



作業療法士による指導

作業療法士による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持・向上を図っています。

府中刑務所

新設された矯正処遇課程①

福祉的支援課程 (知的障害・発達障害)

Group for Handicapped Persons
Requiring Daily Care : DH

対象者

知的障害若しくは発達障害を有し、
又はこれらに準ずる者



認知トレーニング

作業療法を活用したプログラムを実施し、出所後の就労等に役立つ認知能力や社会適応力を向上させることを目的としています。

広島刑務所



手帳取得のための支援

精神障害者保健福祉手帳の取得等を通じて、出所後、円滑に福祉サービスを受けることができるよう調整します。

福岡刑務所

福祉的支援課程 (精神上の疾病又は障害)

Group for Persons with Mental
Disorder Requiring Daily Care : DM

対象者

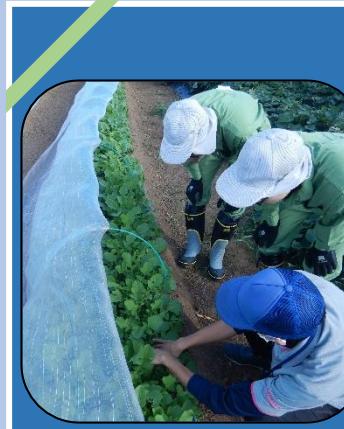
精神上の疾病又は障害を有する者
のうち、医療刑務所等に収容する必
要性は認められないものの、自立した
生活を営むことが困難な者



疾病教育

自身の疾病や症状について正しく理解し、出所後の生活場面や治療に向けた自己管理能力を高めることを目的としています。

札幌刑務所



福祉的就労を見据えた農園芸作業

農園芸などの情操的な活動を通じて、自信や生きがいを実感させるとともに自己肯定感の向上を図り、円滑な社会復帰を目指します。

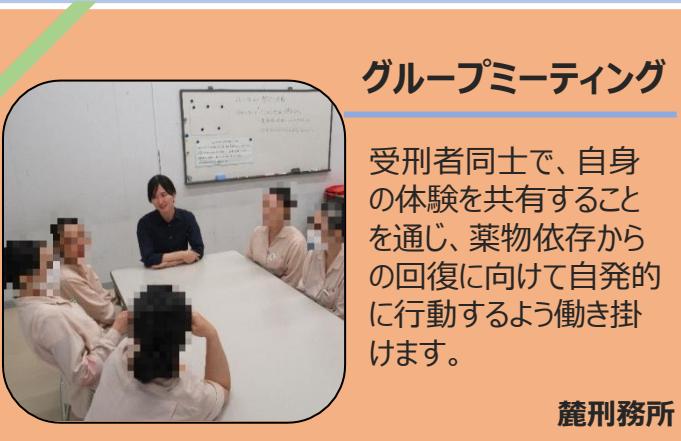
加古川刑務所

依存症回復処遇課程

Addiction Recovery Group : A

対象者

薬物の自己使用歴がある者の中
薬物依存からの回復に向けた矯正
処遇を重点的に行うことが相当と
認められる者



グループミーティング

受刑者同士で、自身の体験を共有することを通じ、薬物依存からの回復に向けて自発的に行動するよう働き掛けます。

麓刑務所



社会復帰を見据えた 自助団体との関わり

自助団体とのミーティングなどを通し、断薬への動機付け等を図りつつ、社会復帰後も継続的な治療等を自発的に受けよう働き掛けます。

名古屋刑務所

開放的処遇課程

Open House

Treatment Group : O

対象者

開放的施設での処遇等の実施が
可能と見込まれる者
交通事犯集禁対象者



民間企業との連携

塀の外の造船場において、民間企業の方と協力して作業を行うなど、社会に近い環境での行動を通じて責任感の育成を図ります。

尾道刑務支所



茶畠における作業

開放的環境における茶の栽培などの集団活動を通じ、自主性、自律性及び社会適応能力を養成します。

鹿児島刑務所

短期処遇課程

Group for
Short Term Persons : ST

対象者

執行すべき刑期が6月末満の者



各特性に応じた指導

罪名や問題性など、様々な特性に対応したワークブックを用いた指導と対面指導を行うことにより、早期の社会復帰に備えます。

東京拘置所

新設された矯正処遇課程②

特別コースの新設

指定された矯正処遇課程にかかわらず、特別な目的のために、ある一定の期間に限って集中的に特定の矯正処遇等を実施

農業ビジネスコース

内容

農産物の生産や生産物の加工・販売企画のほか、近隣の農家の仕事を手伝う活動(援農)等を通じて、出所後に、農業・その他の農業に関連する産業へ就労に向けた処遇を実施。

本コースは3つのフェーズがあり、順次開放的な環境での処遇に移行。

フェーズ1



帯広刑務所

農業及び農業機械などについて、座学主体の教育を実施します。

フェーズ2



帯広刑務所

施設併設の農場で、基礎的な農作業を行い、大型特殊自動車免許の取得に向けた訓練を行います。

フェーズ3



帯広刑務所

免許取得後の機械操作など、実践的な農業を通じ、農業関連の産業への就労を図ります。



網走刑務所

近隣農家の農作業のお手伝いを行っており、地域貢献も図っています。

①実社会に近い環境で出所後の就労を支援

②段階的に農作業を開放的な環境で実施することにより改善更生を促す

少年・若年ユニット型 処遇コース

内容

心身が発達段階にあって、可塑性に富むなどの特性に特に配慮した処遇を実施

個別担任による 面接



受刑者ごとに刑務官と教育専門官が担任となり、互いの専門性を活かしながら、面接指導等を実施します。

市原青年矯正センター

ICTを活用した 教科指導



デジタル学習教材等のICTを活用し、個々の学力と学習進度に合わせて、教科学習を実施します。

*情報通信技術

市原青年矯正センター

就労実務科



WordやExcel等、基本的な事務処理能力を養成し、出所後の就労に必要な知識及び技能を身に付けます。

市原青年矯正センター

産学官連携の取組



アパレル企業、美術大学の指導の下、不要になった着物を使って、バッグや帽子をデザイン・制作しています。

美祢社会復帰促進センター

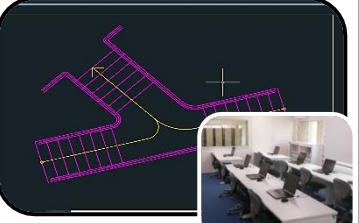
園芸課程



造園技能士の資格取得を目指し、施設併設の実習場において、造園の訓練を行っています。

川越少年刑務所

CAD技術科



CADによる設計・製図のスキルなどを養成し、資格の取得を促すことで、就労先の選択肢を広げます。

*コンピューター支援設計

川越少年刑務所

社会生活移行処遇 コース

内容

入所前と出所後の社会変化への適応や、出所後の円滑な社会生活への移行を目的として、おおむね6か月程度、開放的な環境の下での処遇を実施

開放的な生活空間



内側から開閉が可能。

可能な限り社会生活に近い環境の下で、自主性及び自律性をかん養します。

市原刑務所

教科指導集中処遇 コース

内容

補習教科指導（中学レベル）又は特別教科指導（高校レベル）を集中的に実施

集中した補習教科指導



公立の中学校の分校を刑務所内に設置し、文部科学省の学習指導要領を踏まえた教育を実施します。

松本少年刑務所

サステナブル 作業コース

内容

施設所在地域の団体等と連携の上、社会的課題の解決に資する作業の実施を通じて、出所後社会に貢献する人材となるために必要な知識及び技能を習得させる

絶滅危惧種の保全活動



地域の絶滅危惧種の蝶(シルビアシジミ)が食べる希少植物(ミヤコグサ)の育成などを行っています。

喜連川社会復帰促進センター

伝統作物の栽培



作り手が減少している関東地方の固定種野菜を栽培し、種を収穫することで同作物の保全につなげています。

川越少年刑務所

石州和紙の製作



国の重要無形文化財の石州和紙を原材料(コウゾ)から製作し、自己表現の向上や心情安定を図っています。

島根あさひ社会復帰促進センター

サーキュラーエコノミークラス ものづくり人材養成クラス

伝統工芸の継承 (津軽塗)



地元の職人の技術指導を受けながら、津軽塗の製品(印鑑、タンブラー等)の製作を行っています。

青森刑務所

伝統工芸の継承 (春慶塗)



飛騨地方の伝統工芸品である春慶塗の製品(皿、お盆等)を製作しています。塗師の指導の下、伝統継承の一役を担っています。

岐阜刑務所

伝統工芸の継承 (藍染め)



藍の研究を行っている地元の有識者の協力を得ながら、藍染め製品(バッグ、帽子等)を製作しています。

徳島刑務所

①サーキュラーエコノミークラス

内容

企業・団体等と連携し、施設所在地などで採取される国産資源などの保全・維持や、育成した資源を利用した製品製造及び普及活動を行うことで、社会とのつながりを感じさせつつ、持続可能な社会づくりに貢献

②ものづくり人材養成クラス

内容

高い技能を身に付けるまでに長い期間を要し、かつ、後継者・従事者不足となっている伝統産業その他の作業に取り組ませ、受刑中の作業に対するモチベーションを維持するとともに、持続可能な社会づくりに貢献

拘禁刑下の作業

I 作業の意義・目的

作業は、その者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るために必要な場合に行わせることができるため、その必要性に応じた実施目的を明確化する必要がある。

これまで

懲役の本質的要素であるため、作業を行うことが目的化

拘禁刑

作業の必要性が認められた受刑者について、どのような作業に就業させることが適切か、また、その作業は、どのような処遇効果が期待できるかを明確化

II 作業の名称

作業の実施が必要と認められる受刑者に、どのような目的で、どのような効果を期待するのか、名称も明確化する必要がある。

これまで

懲役は、作業の実施が前提であるため、国側から見た作業の態様に応じた名称

【生産作業、自営作業など】

拘禁刑

特別改善指導「薬物依存離脱指導」等のように、その実施目的や意義が明確な名称となるように変更

【基礎的作業、機能別作業（コミュニケーション能力等向上作業）など】

※事務手続上の名称は継続

III 受刑者への働き掛け

作業を行うことの必要性を自覚させ、自主的に作業に取り組む意欲を育み、作業を通して、社会生活に適応する能力を育成する必要がある。

これまで

指定された作業を黙々と「行わせること」が目的化し、自主性等を養成する働き掛けが不十分

拘禁刑

作業の動機付けを十分に行い、就労意欲を喚起した上で、個々の特性に応じた作業を適切に課す。

拘禁刑下の作業～作業の名称～

これまでの種類

生産作業

主に民間企業等との契約に基づき、物品を製作する作業及び労務を提供する作業



自営作業

施設内における炊事、洗濯、清掃、介助等の経理作業、建物等修繕等の営繕作業



社会貢献作業

社会に貢献していることを実感することにより、改善更生等に資する作業



職業訓練

職業に関する免許・資格等を取得・習得させるために行う訓練



拘禁刑下の作業の種類

基礎的作業

- 社会人として、勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる。
- 作業を、自律性の度合い、集団の中での役割、責任の軽重等によって三段階（作業区分）に区分し、その区分に応じて設定された目標に向け、職業上の基礎的能力を身に付けさせていく。

作業区分Ⅰ

規則正しい勤労習慣を身に付けたり、途中で投げ出さずには忍耐強く作業に取り組む 等

作業区分Ⅱ

定められたルールを自らの意思で守り、設定された作業上の目標に取り組む姿勢を養う 等

作業区分Ⅲ

状況に応じて適する方法等を選択して作業を行い、自ら設定した目標に取り組む 等

機能別作業

- 特定の機能や能力を向上等させる必要があると認められる場合に実施

コミュニケーション能力等向上作業

出所後の就労や就労の定着のために必要とされるコミュニケーション能力や課題解決能力等の向上を図る。
全国 71 庁で実施

機能向上作業 (基礎的作業移行・社会参画課程)

作業療法士等による定期的な助言や指導を受け、認知機能及び身体機能の維持、自己肯定感の向上を図る。
主に高齢福祉課程及び福祉の支援課程で実施

チーム参加・管理能力等養成作業

課題の設定、商品等の企画、製造、販売、振り返りまでを実践的に体験させ、組織やチームを管理・運営していく能力等を養成する。
川越少年刑務所で試行

キャリア開発・実践作業

社会参加体験を通じて、身体機能や社会適応能力を向上させ、新たなキャリア開発を図る。
主に開放的処遇課程で実施

社会貢献作業（継続）

外部通勤作業（継続）

職業訓練

- 出所後の就労への準備を進める既存の取組を職業訓練の種類として整理、種目等の見直しも継続

標準職業訓練（継続）

専門職業訓練（継続）

就労準備職業訓練

復習的訓練

- ・釈放 3か月前の訓練修了者を対象に復習を実施

職場体験訓練

- ・就労内定企業等の見学・体験等

就労移行訓練

- ・協力雇用主等の求める技能の習得

拘禁刑下の作業～受刑者への働き掛け～

作業の動機付け

受刑者に作業を実施させる場合は、作業に取り組む上での目標を持たせ、又は受刑者自身に目標を考えさせるなどして作業に取り組ませた上、定期に振り返りを行わせることによって、改善更生や円滑な社会復帰に向けた動機付けを高めていく。

動機付けは、第一次から第三次までの三段階で行い、第三次動機付けは、出所までの間、モチベーションを維持するように実施する。

第一次動機付け



刑執行開始時指導の一環として、施設内における作業内容等を説明する際に併せて講義形式で実施

第二次動機付け



作業を指定された際に、受刑者個々の特性に応じ、面接形式等で動機付けを行い、目標を設定

職員による声掛け、民間企業等の講話・指導を通じたモチベーションの維持

第三次動機付け



定期に自分自身の振り返り、自己評価を繰り返し、都度、多様な方法で動機付けを行い、次期の目標を設定

動機付け、個々の作業への小目標の設定と、その振り返りを繰り返し、スマールステップで、矯正処遇の目標（大目標）の達成を目指す。

特別改善指導の充実

薬物依存離脱指導

R1

薬物依存の認識等を理解させ、断薬への動機付けを図り、社会内においても継続的に薬物依存からの回復に向けた治療及び援助等を受けることの必要性を認識させる。

暴力団離脱指導

R2

暴力団離脱に向けた働き掛けを行い、本人の有する具体的な問題性の除去及び離脱意志の醸成を図る。

性犯罪再犯防止指導

R3

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させる。

被害者の視点を取り入れた教育

R4

被害者の命を奪うなどの罪を犯した者に対し、被害者及びその遺族等の心情を認識させ、謝罪及び被害弁償の具体的な方法について考えさせる。

交通安全指導

R5

交通違反や事故の原因等について考えさせることを通じて、遵法精神、責任観念、人命尊重の精神等を涵養する。

暴力防止指導

R7

自己の暴力に至るパターンを理解し、自己の暴力及び事件による被害者に対する影響及び責任を認識させ、適切に自己の考え方及び感情等を表現するための具体的な方法を習得させる。

特別改善指導の充実策の例

薬物依存離脱指導の実施体制強化

○対象者のアセスメントの充実

再犯リスクと薬物依存の重症度を組み合わせた密度別指導コースを指定。



○移行プログラムの開発

必要な者を社会内の治療・支援等に確実につなげることによって再犯防止効果を高めるためのプログラムを開発。

暴力防止指導の新設

○実施施設・指導対象者を拡大

一部の刑事施設で実施していた、一般改善指導「暴力防止プログラム」を改訂し、特別改善指導として位置付け、実施施設を全施設（女性刑事施設含む。）に拡大。

○個々の問題性に応じた指導

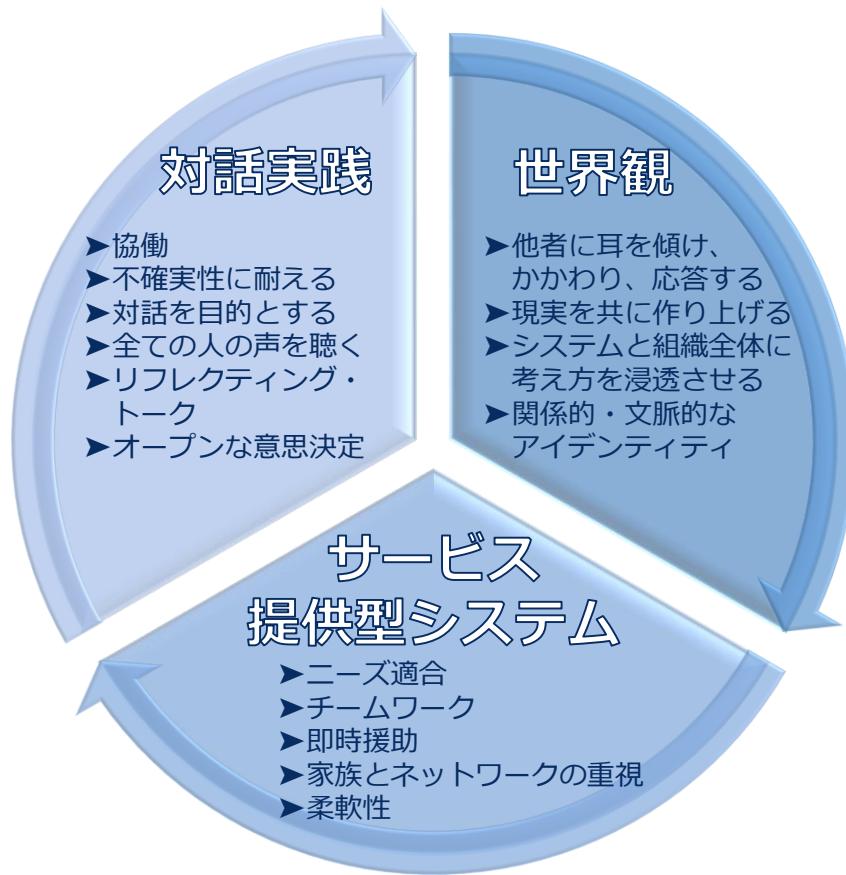
暴力全般の問題を扱う「コアプログラム」、個別の問題を扱う「オプションプログラム」を設け、オプションプログラムでは、児童虐待やドメスティック・バイオレンスなどの問題に対応するプログラムを新設。

オープンダイアローグの手法や考え方を取り入れた「対話実践」の推進

オープンダイアローグとは

フィンランド・西ラップランド地方のケロプダス病院で行われていた精神疾患、特に統合失調症患者のケアの技法と臨床思想。20年間の実践で統合失調症の発病率を低減。対象は統合失調症に限定されない。

オープンダイアローグの中心的な考え方



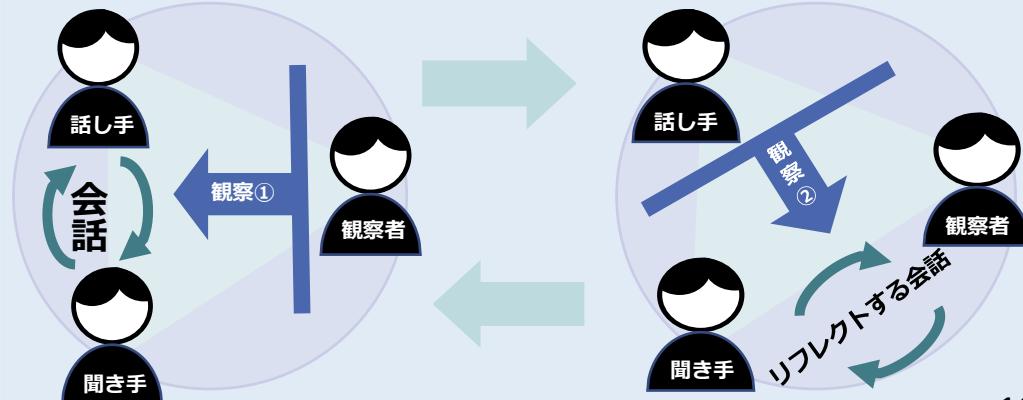
一般改善指導「対話」の新設

受刑者が自身のことを語ることをもって、自身の状況を認識させ、課題を克服するための援助が得られることを実感させることで、更生への動機付けを高めること等が目的。

その具体的な内容の一つである「対話実践」に、オープンダイアローグの手法や考え方を導入。



三者による最小構成のリフレクティング・トーク



(引用・一部加工：矢原隆行「矯正職員のためのリフレクティング・プロセス」、2024)

被害者等の心情等を考慮した矯正処遇

自らの問題性、犯した罪や被害者等の心情等に向き合うよう、働き掛けを強化

被害者等の心情等の把握

- 被害者関係調査
- 被害者等の心情等の聴取・伝達制度

反映

- 被害者等の被害に関する心情
- 被害者等の置かれている状況 等

処遇要領（例）

◎矯正処遇の目標

- 自己の問題点を認識し、**被害者等の心情を踏まえ**、自己のとるべき行動を具体化する。

◎矯正処遇の内容・方法

- 特別改善指導 被害者の視点を取り入れた教育
- 一般改善指導 対話
- 一般改善指導 被害者心情理解指導

◎矯正処遇実施上の留意事項

- 被害者等の峻烈な心情を踏まえ、その心情を時間をかけて理解できるよう処遇を行いたい。

改善指導

○特別改善指導（被害者の視点を取り入れた教育）

- 入所後の早期から被害者等について考える機会を設けるとともに、謝罪及び被害弁償についての自覚を深めさせ、その方法を具現化させる指導を釈放に至るまで継続して実施（令和5年1月～）

◆導入プログラム（刑執行開始時指導終了後おおむね1年以内に実施）

受刑に対する気持ちを整理させ、犯した罪やその影響に向き合う心構えを作る。

◆準備プログラム（本科プログラム開始までの間、年1回以上実施）

被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等に向き合わせるなどして、自らの贖罪の在り方を模索させる。

◆本科プログラム

犯した罪の大きさや被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取した心情等を認識させ、被害者等に誠意を持って対応していくとともに、再び罪を犯さない決意を固める。

◆継続プログラム（本科プログラム終了後、年1回以上。釈放前おおむね1年間は2回以上。）

再び罪を犯さない具体的な方法を考えるとともに、被害者等に対する謝罪や被害弁償に向けた具体的な行動を考えさせる。

○一般改善指導（被害者心情理解指導）

- 被害者等の被害に関する心情及び置かれている状況並びに聴取・伝達制度でお伺いした心情等を理解させ、罪の意識や感謝の気持ちをかん養する指導を実施

一般改善指導「対話」も適宜組み合わせながら、在所期間を通じて継続的に指導を実施

社会復帰支援の充実

個々の支援ニーズを把握し、関係機関や民間団体と連携しながら、社会生活を営むための支援を実施

令和4年の法改正で、受刑者に対する社会復帰支援の実施が、刑事施設の長の責務として明文化（令和5年1月施行）

→ 内容の一層の充実を図り、組織的・体系的に社会復帰支援を実施

多職種連携によるチーム処遇の実施

高齢、知的障害等の特性に配慮した処遇を行う必要性が特に高い者に対して、「個別支援処遇推進チーム」による多職種の職員でのチーム処遇を実施

→ 本人に寄り添った柔軟な処遇及び社会復帰支援が可能に

【対象受刑者】

知的能力の制約、認知機能の低下又は発達上の課題を有していること等により他の受刑者と同様の生活を送ることが困難であり、日常生活全般にわたり処遇上の配慮を要する者 など



定期的にケース会議を実施

就労支援

○ハローワークとの連携

受刑者の希望や適性等に応じた職業相談、事業主との採用面接を実施



○就労準備指導

グループワークや講話等により、就労意欲を喚起し、就労で必要とされる心構えや行動様式を習得

○民間の団体や企業と連携した就労支援

«職親プロジェクト»

- ・出所時に働く場を提供
- ・メタバース空間における
仕事フォーラム（受刑者が参加
する企業説明会）を実施



«民間企業が開発したプログラム»

（株）リクルートと連携協力協定を締結し、同社のノウハウを生かした就労支援プログラム「WORK FIT」を刑事施設で実施

福祉的支援

- 福祉を専門とする職員を配置し、受刑者の福祉サービスのニーズを早期に把握

- 更生保護官署や地域生活定着支援センター等の関係機関と連携した出所後の福祉サービス調整

- 在所中の障害者手帳等の取得に向けた調整

- 高齢又は障害のある受刑者に対する、社会適応に必要な基礎的知識・能力を身に付ける指導を実施



拘禁刑の趣旨を踏まえた受刑者への働き掛け

- ✓ 拘禁刑下においては、改善更生を図るための処遇を実施することが要請されている。
- ✓ 受刑者処遇は、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起等を図ることを旨として行うものとしている。

刑事収容施設法

(受刑者の処遇の原則)

第30条 受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。

※ 改善更生の意欲の喚起 = 受刑者に、自己の犯罪の責任を自覚・反省させ、犯罪を犯すに至った要因となっている悪い点を改め、再び犯罪に及ぶことなく社会生活を送ろうとする気持ちを起こさせること (引用: 林眞琴、北村篤、名取俊也 「逐条解説 刑事収容施設法」 (有斐閣))

より効果的に改善更生を図るための働き掛けは・・・

- ✓ 受刑者自身が指定された作業等を「やらされる」と思いながら取り組むのではなく、自分のこととして「考える」ように働き掛けることがこれまで以上に重要。
- ✓ まずは、過去（犯した犯罪・被害者等）に向き合うことで、自己の問題性を自覚させ、次に、その問題点を改めるため、現在（受刑生活）をどのように過ごすのか考える。その上で、未来（出所後の生活）に備えて具体的なイメージを持ち、準備していくステップが、真の改善更生を図る上で不可欠。

過去

(犯した犯罪・被害者等)

- ・なぜ犯罪をしてしまったのか、何が原因だったのかなど、過去をしっかりと振り返り、犯した罪や自らの問題性について考える。
- ・被害者や遺族と向き合い、その心情や境遇等を受け止めた上で、自身のとるべき行動を考え、行動に移していく。

現在

(受刑生活)

- ・指定された作業や指導を行う重要性について考え、職員からの助言等も踏まえながら、受刑中に達成すべき目標に向けて取り組み、出所までに必要な能力を身につける。

未来

(出所後の生活)

- ・円滑に社会復帰できるよう、受刑者自ら出所後の生活についての具体的なイメージを持ち、その実現に向けて在所中から計画を立てる。